

常任委員会報告

総務財務委員会

12月定例会付託議案審査

ら汚染土壌が新たに確認され、処分に時間を要したため、今回工期の変更をする。

議第1330号「(仮称)三原市汚泥再生処理センター」建設工事請負契約の変更について」

ボーリング調査で、地下に廃棄物の存在が確認され、この処理のため本体工事の着手が4カ月程度遅れたことにより、履行期限を変更する。

問 廃棄物、汚染土壌を新たに確認したということであるが、土壌確認の検査を事前に行い、設計の段階から工事日程に入るべきでは。

答 この契約は、設計と工事を一体として発注する性能発注方式で、受注した業者が設計書作成のためボーリング調査を行ったところ、埋立廃棄物が見つかり、さらに11箇所のボーリング調査を行ったところ、2箇所か

ら汚染土壌が新たに確認され、処分に時間を要したため、今回工期の変更をする。

議第1333号「三原市立南小学校校舎建設工事(建築主体工事) 請負契約の締結について」

議第1334号「三原市立南小学校屋内運動場・武道館・放課後児童クラブ建設工事(建築主体工事) 請負契約の締結について」

議第1335号「三原市立南小学校・武道館・放課後児童クラブ建設工事(電気設備工事) 請負契約の締結について」

三原市立南小学校校舎、屋内運動場、武道館、放課後児童クラブの新築工事に関する請負契約の締結を行う。

回は直前の入札の結果に依りて処理をしたもので、落札者が入札する時は、1者入札とは異なることができないため、競争性は確保されており、入札は有効である。

問 校舎建設は、市内業者で、対応できると考えらるが、大手業者と市内業者でJVを組ませる必要があったのか。

答 工事の規模、競争性、過去の実績等を考慮して技術力、資材の調達、下請けなどを含めた総合的な管理能力を求めたものである。

この他4件の議案を含めた8件について採決の結果、全員一致、提案理由を了し、原案どおり可決した。



南小学校建設予定地

福祉文教委員会

12月定例会付託議案審査

議第1377号「三原市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービス及び運営に関する基準を定める条例制定について」

議第1388号「三原市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について」

「地域主権改革一括法」の制定等による介護保険法の改正に伴い、国の省令で定められていた基準等が、地方公共団体の条例に委任されたことによ

り、本市の条例を整備する。主な質疑の内容

問 条例制定による変更点はあるのか。

答 これまで省令で定められていた基準と同じものであるため、混乱は生じないものと考ええる。

議第1399号「三原市立学校設置条例の一部改正について」

学校適正配置実施計画及び三原市幼稚園・保育所適正配置実施計画の第一期実施計画に基づき、小学校及び幼稚園の統廃合により、八幡幼稚園を平成25年3月31日をもって廃止し、また、既に休園となっている高坂幼稚園、三原幼稚園、糸崎幼稚園についても廃止するため、条例の一部を改正する。

議第140号「三原リージョンプラザの指定管理者の指定について」

議第141号「三原運動公園の指定管理者の指定について」

議第142号「三原市白竜湖スポーツ村公園の指定管理者の指定をする。主な質疑の内容

問 リージョンプラザは、継続しての指定管理者になるのだから、市としてより積極的な取り組みを促すべきではないか。

答 今回は5年間という長期の指定期間であるから、指定管理者と十分協議しながら工夫・改善が図れるよう努めたい。



三原リージョンプラザ

その他、各施設の修繕、更新に関する意見があった。各案とも全員一致により、原案どおり、可決すべきものと決した。

12月定例会付託議案審査

議第143号「三原市コミュニティホーム設置及び管理条例等の一部改正について」

合併調整方針に基づき、市所有の集会施設の管理運営の統一化を図るため、一部を拠点施設として残し、それ以外の集会施設については地元の希望により、住民組織に無償譲渡して施設の有効活用を図るもの。

問 今回無償譲渡する12施設は、建築から相当年経過しているが、施設修繕や水の確保の為にボーリング工事については、補助対象となるのか。
答 施設修繕やこの工事は補助対象であり、補助率は事業費の2分の1、上限150万円である。

議第144号「三原市白龍湖親水公園の指定管理者の指定について」

現行の指定管理者が、来年度以降の施設管理運営から撤退する意向を示



白龍湖親水公園内の道の駅

したことから事業者を募り、応募のあった2団体について、指定管理者選考委員会で申請書類の審査、ヒアリングを行い、新しく「ひろしま臨空飛来」を指定管理者として指定するもの。

問 新しい指定管理者の活動目的は。
答 臨空区域内において、県・市ならびに近隣の地域と協力して、芸術・文化・スポーツの振興、環境の保全、情報化の発展、職業能力活用、雇用の拡充などの諸活動を通じて、地域内の活性化と賑わいの創出を図ることを目的としている。

会員は、会社経営者、産業プランナーや中小企業診断士などで構成され、多様な社会的問題を解決するという高い意識をもって活動されており、期待している。

議第146号「三原市大和サイクリングターミナルの指定管理者の指定について」

問 小さな子どもが自転車の練習をするには最適な場所、半日もいたら乗ることが出来るようになるとの声を聞くが、管理棟とグラウンドの間にバラスが敷いてあり、かなり凹凸がある。安全の面からも、小さい碎石にするなどの検討が必要であるか。

答 駐車場等は舗装をしていないので、小さな碎石を入れるなどして、誰でもが利用しやすいような方法を指定管理者と考えていく。

議第144号については賛成多数により、この他2件の条例改正を含めた4件について採決の結果、全員一致で可決した。

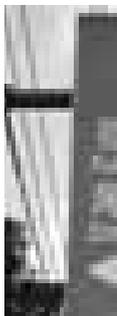
12月定例会付託議案審査

議第149号「三原市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例制定について」

議第149号は、「地域主権改革一括法」に伴う道路法第45条の改正により、国の省令で定められていた、案内標識、警戒標識、縁線及び区画線の太さなどの基準が、地方公共団体の条例に委任されたことに伴い、本市の条例を新たに制定することについて、議会の議決を求めたいとするもの。

問 制定する条例の内容は。
答 近年の全国的な土地価格の下落等により、道路法施行令の道路占用料等が改正されたことに伴い、道路法施行令に準拠して制定されている三原市法定外道路・河川等の管理に関する条例及び三原市道路占用料徴収条例の一部を改正したいとするもの。

議第154号「三原市法定外道路、河川等の管理に関する条例及び三原市道路占用料徴収条例の一部改正について」



市道の案内標識

問 この条例は、案内標識及び警戒標識、並びにこれらに付置される補助標識等の色やデザイン等の「規格」を定めるものではなく、標識自体の大きさ、縁線、区分線の太さ、文字や記号の大きさ等の「寸法」の基準を定めるものである。
答 「都市の低炭素化の促進に関する法律」が、24年9月5日に公布され、同年12月4日に施行されることに伴い、本市の条例において所要の改正をするもの。なお、この法律は、地球温暖化の原因である、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑えるため「低炭素建築物」認定制度を創設し、低炭素建築物を普及することを目的としている。

問 改正後の占用料は。
答 この改正は、占用料単価全般を引き下げるものであり、平成25年度の見

込みにおいて、改正前では3,921万5千円とみているが、改正後は3,482万2千円となり、約10%、439万3千円の減額になる見込みである。

議第155号「三原市建築手数料徴収条例の一部改正について」

問 建築主事を置く所管行政庁が認定をする。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

議第155号「三原市建築手数料徴収条例の一部改正について」